

草加市ドッグラン広場利用規約

(要旨)

第1条 この規約は、草加市ドッグラン広場（以下「広場」という。）の利用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 広場の管理運営は市が行い、所管は都市整備部みどり公園課とする。

(運営方針)

第3条 広場については、草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（平成18年条例第21号）及び草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行規則（平成18年規則第56号）に基づき、公共の場における犬の飼い主のマナー及びモラルの向上を目的とした利用が図られる場とする。

(利用時間)

第4条 広場の利用時間は、次のとおりとする。

利用時間（通常）	午前7時から午後8時まで
7月1日から9月30日まで（夏時間）	午前6時から午後8時まで
11月1日から2月28日まで（冬時間）	午前8時30分から午後8時まで

(休場日)

第5条 広場の休場日については、1月1日及び12月31日とする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、利用する際、広場内において、管理者が示した事項を遵守しなければならない。

- (1) 広場内の施設を損傷、又は汚損しないこと。
- (2) 飲食物及び餌を持込まないこと。
- (3) 喫煙をしないこと。
- (4) ごみその他の汚物を捨てないこと。
- (5) しつけが不十分である犬は、リードを放さないこと。
- (6) 給水場所での犬の水浴びを行わないこと。
- (7) その他広場利用者及び近隣へ迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 乳幼児及びベビーカーを入場させないこと。
- (9) 中学生以下の利用の際は、保護者が同伴すること。
- (10) 広場内でのトラブルや事故は、当事者が責任をもって解決すること。

(利用の制限)

第7条 次に掲げる条件に当てはまる犬の入場等はできないものとする。

- (1) 狂犬病予防法に基づく予防接種等を過去1年間未接種の犬。
- (2) 鑑札等を付けていない犬。
- (3) 発情期の犬。
- (4) 闘犬など他の犬若しくは利用者に攻撃的な犬。
- (5) 犬以外のペット。

(利用の休止等)

第8条 市は、広場の補修その他の理由により、広場の利用を禁止し、又は一部を制限することができる。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。